

島根労働局発表

平成31年4月25日(木)

担

島根労働局雇用環境・均等室

室長 河嶋 小百合

監理官 沖田 博司

当

Tel 0852-20-7007

「平成31年度島根労働局行政運営方針」を策定しました

島根労働局（局長 たむら かずみ 田村 和美）では、県内の雇用情勢の改善が続く中、平成31年度における島根県内の労働行政の課題に的確に対応するため「平成31年度労働行政運営方針」を策定しましたので、県民の皆様幅広くご理解いただけるようお知らせします。

労働行政運営方針に基づき、島根労働局並びに県内の労働基準監督署及び公共職業安定所が一体となり、働き方改革の推進、労働条件の確保及び雇用の安定を図るための総合的施策を実施します。

主なポイント（重点施策）

第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等

- 1 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等
- 2 長時間労働の是正を始めとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等
- 3 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- 4 総合的なハラスメント対策の推進
- 5 個別労働関係紛争の解決の促進
- 6 治療と仕事の両立支援

第2 人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

- 1 転職・再就職者の採用機会の拡大・受入れ企業の拡大及びハローワークにおけるマッチング機能の充実
- 2 女性の活躍推進等
- 3 障害者の活躍促進
- 4 高齢者の就労支援・環境整備
- 5 新卒者等への正社員就職の支援
- 6 人材開発施策の活用等

平成31年度 労働行政のあらまし



隠岐の牛突き



安来節（どじょう掬い）



石見神楽



厚生労働省島根労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

島根県内の雇用情勢の改善が続く中で、島根労働局は働き方改革の推進、女性の活躍の推進、労働条件の確保、雇用の安定を図るための総合的施策を推進します。また、雇用・労働対策を適切に行うため、島根労働局、各労働基準監督署、各公共職業安定所が一体となり、島根県をはじめ関係機関と密接に連携し、総合的労働行政機関として地域に密着した行政運営を行うとともに、地域社会経済の維持・発展のために、県内の働き方改革の実現に向けた取組を推進します。

第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等

1 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等

(1) 中小企業・小規模事業者等に対する支援制度の利用促進

働き方改革の実行に向けて、「島根働き方改革推進支援センター」において、特に経営環境が厳しい中小企業・小規模事業者等を中心に支援を実施することとしているので、様々な機会を通じて、企業への積極的な利用促進を図ります。

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者で、人材を確保することが必要な事業者が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合の助成金を創設したので、幅広く周知を行います。

「時間外労働等改善助成金」の利用促進を図り、中小企業・小規模事業者等が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮に取り組む場合に、中小企業や事業主団体に対して助成を行います。

(2) 労働施策総合推進法に基づく協議会等について

長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、非正規労働者の処遇改善、女性の活躍促進など幅広い意味で県内企業の「働き方改革」を推進し、魅力ある職場の創出による人材の確保、定着を図るため、島根県、労使団体、教育機関、金融機関等を構成員とする「しまね働き方改革推進会議」を引き続き開催します。

また、平成29年11月10日に開催した第3回会議において採択した「しまね働き方改革宣言」を県内企業及び県民に広く周知していきます。

しまね働き方改革宣言

いま、島根県においては、少子高齢化や若者の県外流出により、労働力人口は全国平均を上回る速さで減少しています。これを少しでもくい止め、地域と企業の活力を高めていくためには、島根の将来を担う若者を惹きつけ、やりがいや充実感をもって県内に定着してもらうことが必要です。

併せて、女性、若者、高齢者、外国人、障がいのある方など誰もが働きやすく活躍できる社会を実現することが課題となっています。

そのような中、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、ライフスタイルに応じた働き方の実現、非正規労働者の処遇改善などの「働き方改革」の取組を進めるために、以下のことを宣言します。

宣言1 ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅！

～人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう～

宣言2 「仕事と生活の調和」を企業の魅力に！

～子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう～

宣言3 みんな元気に生涯現役！

～多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう～

宣言4 誰もがいきいき活躍できる職場に！

～誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう～

宣言5 職場に実情を語り合う場をつくろう！

～働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会をつくりましょう～

働き方改革の取組により、若者などの人材確保が進み、誰もが健康で安心して活き活きと活躍できる魅力ある職場・企業を島根県内に広げていくとともに、こうした魅力ある職場・企業を積極的に外部に情報発信することが必要です。

今こそ、他の都道府県に先んじて、率先して働き方改革を進めましょう。

私たちは、こうした認識を共有し、自身が先頭に立って、自らの職場や関係の企業・団体における働き方改革の推進に全力で取り組むとともに、各団体や自治体等とも連携しながら、県内各企業に対して「働き方改革」に関する意識啓発や働きかけを進め、県民・地域・企業がそれぞれの魅力を高め、明るく活力ある島根の発展を目指していきます。

平成29年11月10日

しまね働き方改革推進会議

一般社団法人島根県経営者協会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、日本労働組合総連合会島根県連合会、国立大学法人島根大学、公立大学法人島根県立大学、独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校、株式会社山陰合同銀行、株式会社島根銀行、島根県、島根県教育委員会、島根労働局

2 長時間労働の是正を始めとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等

(1) 長時間労働の是正及び労働条件確保・改善対策

ア 労働時間法制の見直しへの対応

罰則付きの時間外労働の上限規制等が盛り込まれた働き方改革関連法の適正な履行確保に向けて、事業者等へ周知を図るとともに、中小規模の事業場については、「労働時間相談・支援班」によるきめ細かな相談・支援等を行います。

イ 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止の徹底

過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、労働時間管理や健康管理に関する監督指導等に取り組むとともに、不適正な時間外労働協定が届け出られた場合には、必要な指導を行います。

また、時間外・休日労働時間数が月 80 時間を超えていると疑われる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対しては、「調査・指導班」により、監督指導を行います。

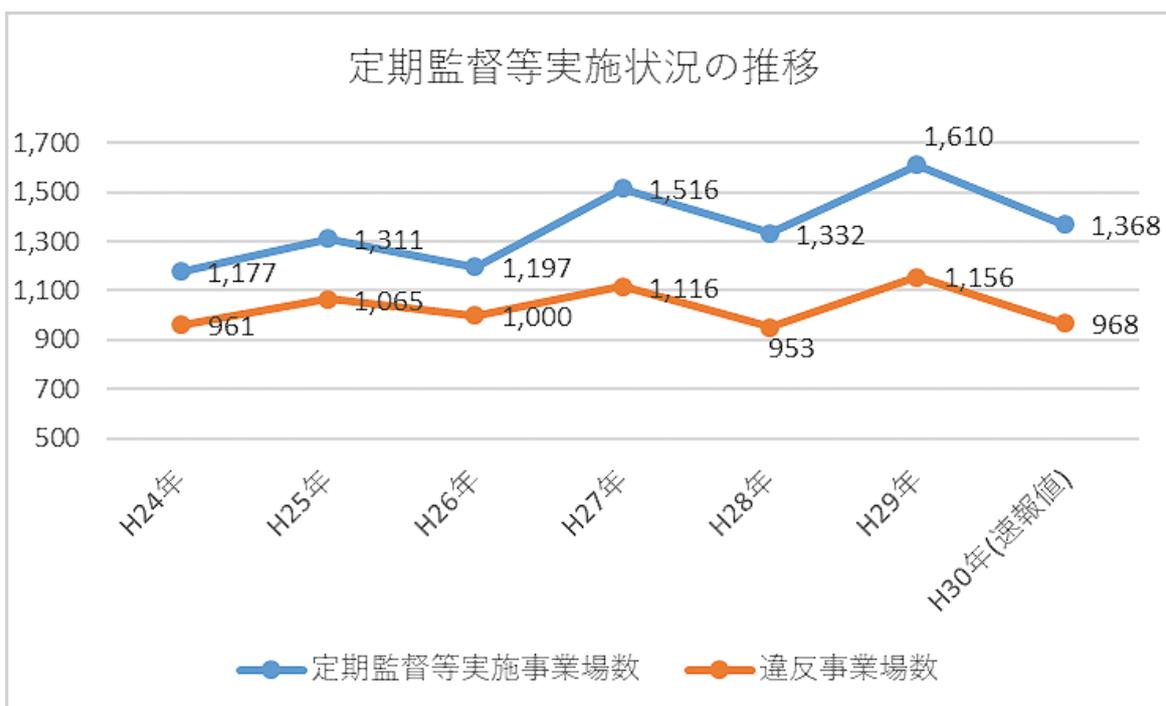
さらに、11月の「過労死等防止啓発月間」には、「過労死等防止対策シンポジウム」の周知について、地方公共団体、労働組合及び過労死等防止に取り組む民間団体と積極的に協力・連携するとともに、「過重労働解消キャンペーン」期間として、長時間労働の抑制等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等を実施します。

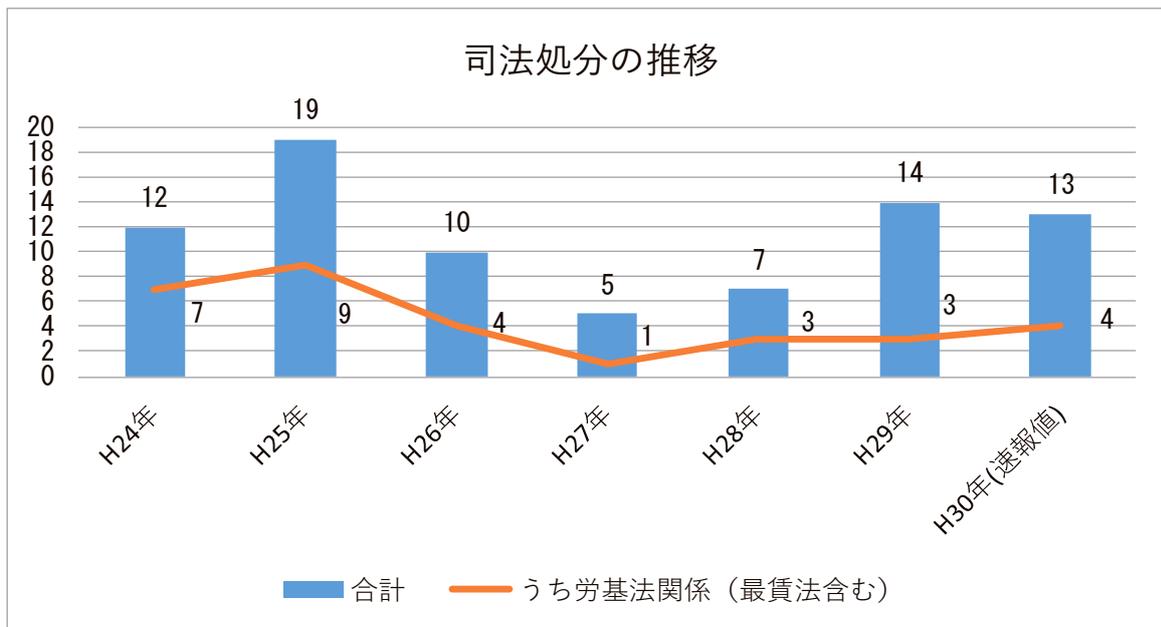
ウ 労働条件の確保・改善対策

(ア) 法定労働条件の確保等

法定労働条件の基本的事項や管理体制の確立、技能実習生や自動車運転者等の特定の労働分野における労働条件の確保対策を推進するため、計画的に監督指導を実施します。

また、平日夜間・土日に相談できる「労働条件相談ほっとライン」や相談先等の情報提供を行うポータルサイト「確かめよう労働条件」、大学生や高校生等を対象とした労働条件セミナーについて周知を図ります。





(イ) 最低賃金制度の適切な運営 (最低賃金額の周知等)

最低賃金制度の適切な運営に向け、県内の経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、島根地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。

また、改正決定された「島根県最低賃金」及び「特定最低賃金」については、県内の使用者団体、労働者団体、地方自治体及び報道機関等の協力を得ながら広く周知広報を行うとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等を重点とした監督指導を行い、遵守の徹底を図ります。

		時間額
島根県最低賃金		764 円
特定最低賃金	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	886 円
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	867 円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	800 円
	自動車・同附属品製造業	859 円
	百貨店、総合スーパー (次回改定まで)	(764 円)
	自動車 (新車) 小売業	838 円

(2) 第13次労働災害防止計画の2年目における取組

ア 労働者が安全に働くことができる環境整備

第13次労働災害防止計画 (以下、「13次計画」という) では、2018年から2022年までの5年間、年間の死亡者数を年平均6人以下、休業4日以上之死傷災害を2017年と比較して、2022年までに5%減少させることを目標としています。

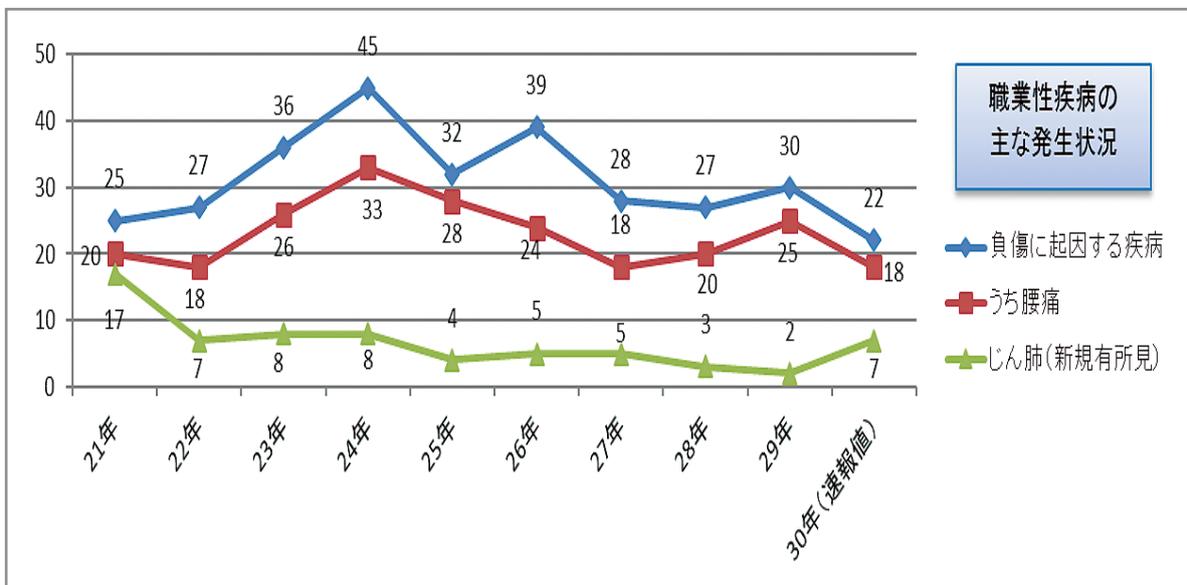
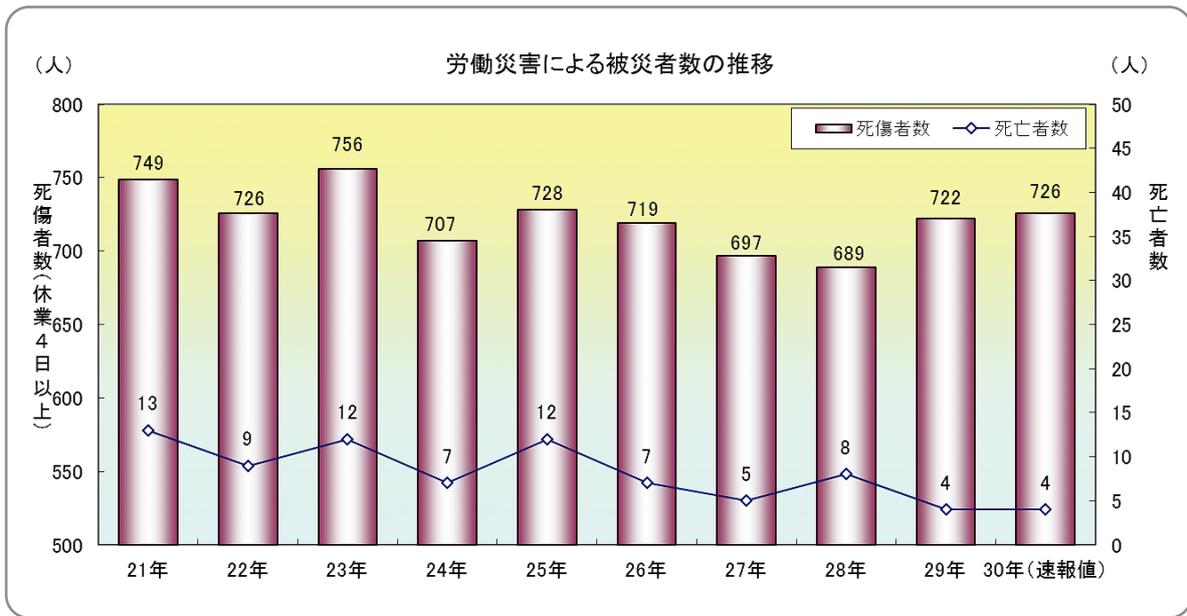
13次計画1年目の2018年の労働災害による死亡者数は4人 (前年同数)、死傷者数は2019年1月の速報値で726人 (前年同期比2.8%増) となっています。

(ア) 死亡災害を撲滅するために、2018年に3人もの尊い命が失われた建設業については、墜落防止措置や重機との接触防止の徹底を指導します。

また、製造業においては、機械へのはさまれによる死亡災害が発生していることから、はさまれ・巻き込まれ災害防止の徹底を指導します。

(イ) 死傷災害の約半数は第三次産業で発生していることから、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」などを展開します。

(ウ) 休業4日以上之死傷災害で最も多く発生しているのは転倒災害です。転倒災害は業種を問わず発生していることから、引き続き「STOP! 転倒災害プロジェクト」や冬季に特有の積雪・凍結に起因する転倒災害防止対策を労働災害防止団体等と連携して効果的に展開します。



イ 健康確保対策、過労死等防止対策

健康診断有所見率が全国平均を上回ることを踏まえ、有所見者に対する医師の意見聴取を徹底するよう指導します。また、ストレスチェックについては、集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組についても、事業場の取組事例の周知や助成金制度の利用勧奨を行い、その適切な実施を推進します。

さらに、島根県産業保健連絡協議会の活動を通して、県内の関係者（島根県、医師会、産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という）等）と連携し、産業医、衛生管理者などの産業保健スタッフ向けの研修の実施や、長時間労働者に関する情報の産業医への提供の義務化等の制度改正等を周知し、効果的な産業保健活動の促進を図ります。

ウ 化学物質等による労働災害防止対策

化学物質の取扱い事業場に対し「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの実施及びリスク低減対策に取り組むよう指導を行います。

また、建築物の解体作業については、石綿障害予防規則及び技術上の指針に基づく作業の徹底を図ります。

(3) 被災労働者又はその御遺族に対する迅速かつ公正な労災保険の給付

働く人が仕事上の事由または通勤のために被った災害による傷病に対して、必要な保険給付（補償）を行います。特に、脳・心臓疾患事案及び精神障害事案の事務処理に当たっては、認定基準等に基づき、関係部署とも連携を密にしつつ、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

また、労災保険の窓口業務においては、引き続き、相談者等に対する懇切・丁寧な説明や、請求人に対する処理状況の連絡等を徹底します。

過労死等事案に関する労災請求等の推移(年度)

		25年	26年	27年	28年	29年
脳・心臓疾患	請求	2	2	4	3	2
	決定	2	1	0	4	3
	うち支給	2	1	0	3	1
精神疾患	請求	4	3	5	3	5
	決定	1	5	3	0	5
	うち支給	0	1	1	0	1

3 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法の円滑な施行に向け、関係機関と連携した説明会の開催等による改正法及び指針等の周知徹底を図り、改正法に沿った賃金規程の見直し等の取組の促進を図ります。

特に中小企業・小規模事業者等の理解・取り組みを促進するため、「島根働き方改革推進支援センター」による相談支援を行うとともに、「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」や「導入支援マニュアル」を活用し周知を図ります。

非正規雇用労働者の待遇改善や正社員化を実施した事業主を支援する「キャリアアップ助成金」について、引き続き積極的な活用を促します。

労働契約法に基づく無期転換の申し込みにおいて使用者の適切な対応が行われるよう、制度等の導入支援を行います。さらに、無期転換を意図的に避ける目的での雇止め等の不適切な取り扱いがされないよう啓発指導を行います。

4 総合的なハラスメント対策の推進

職場におけるハラスメントは、セクシュアルハラスメントと妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを同時に受けるなど、複合的に生じることも多いことから、事業主に対して一体的なハラスメント防止のための体制整備を促し、関係法令の周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、履行確保を図ります。

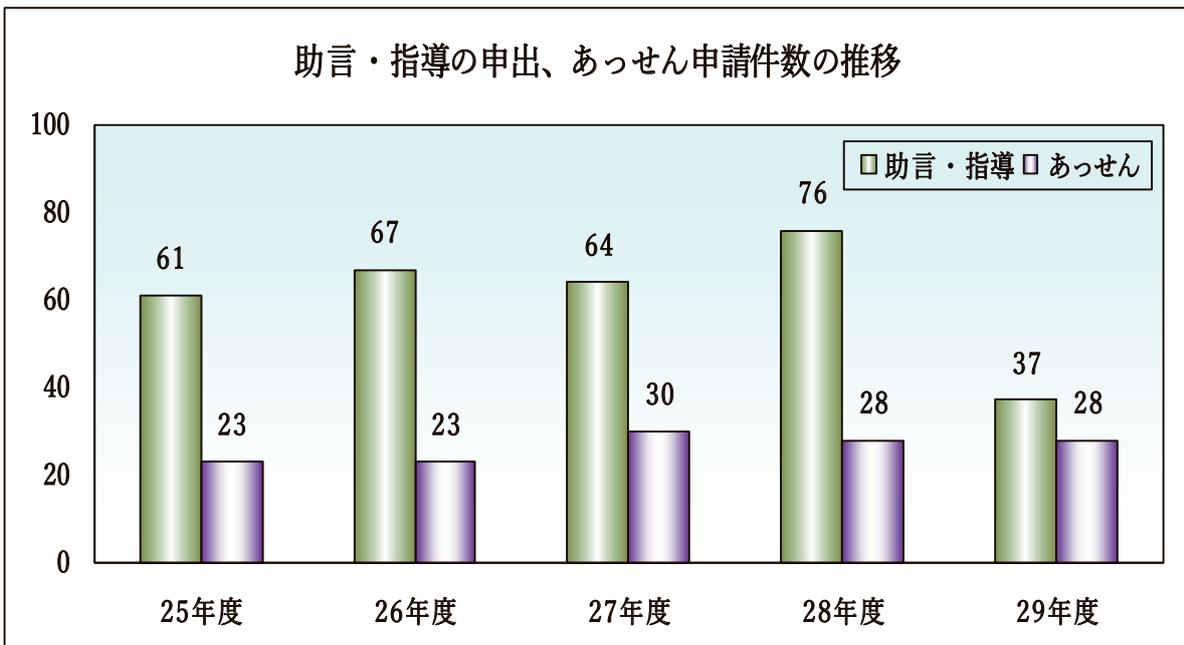
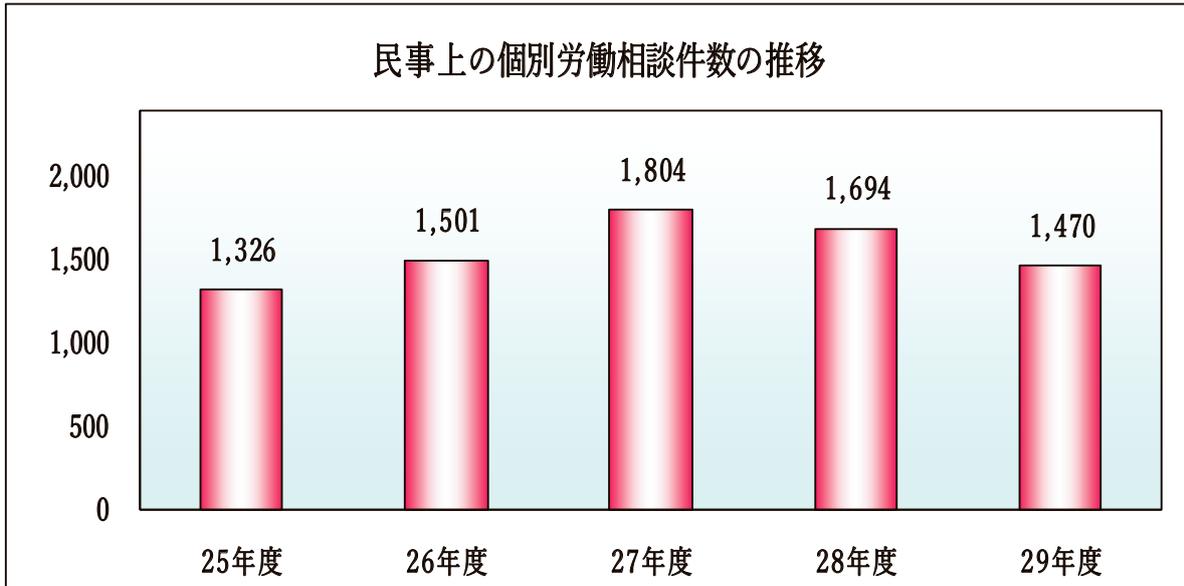
また、相談に当たっては、労働者の立場に配慮しつつ、紛争解決援助の活用も含めた迅速・丁寧な対応を進めていくとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導を行います。

さらに、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて、パンフレットやポスター、ポータルサイト「明るい職場応援団」等を活用した周知啓発を図ります。

5 個別労働関係紛争の解決の促進

個別労働関係紛争の未然防止と、職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図るため、ワンストップサービスの役割をもつ総合労働相談コーナーにおいて、情報提供、相談対応します。

相談者の求めに応じて、労働局長による助言・指導制度や紛争調整委員会によるあっせん制度を紹介するなど、紛争解決を援助します。



6 治療と仕事の両立支援

島根県地域両立支援推進チームの活動を通じ、県内の関係者（島根県、医療機関、労使団体、産保センター等）と連携し、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や治療と仕事の両立支援に取り組む事業者に対する助成金制度の周知を図ります。また、産保センターが実施する両立支援に関する相談、研修講師の派遣、両立支援コーディネーターの養成等の各種支援について利用促進を図ります。

第2 人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

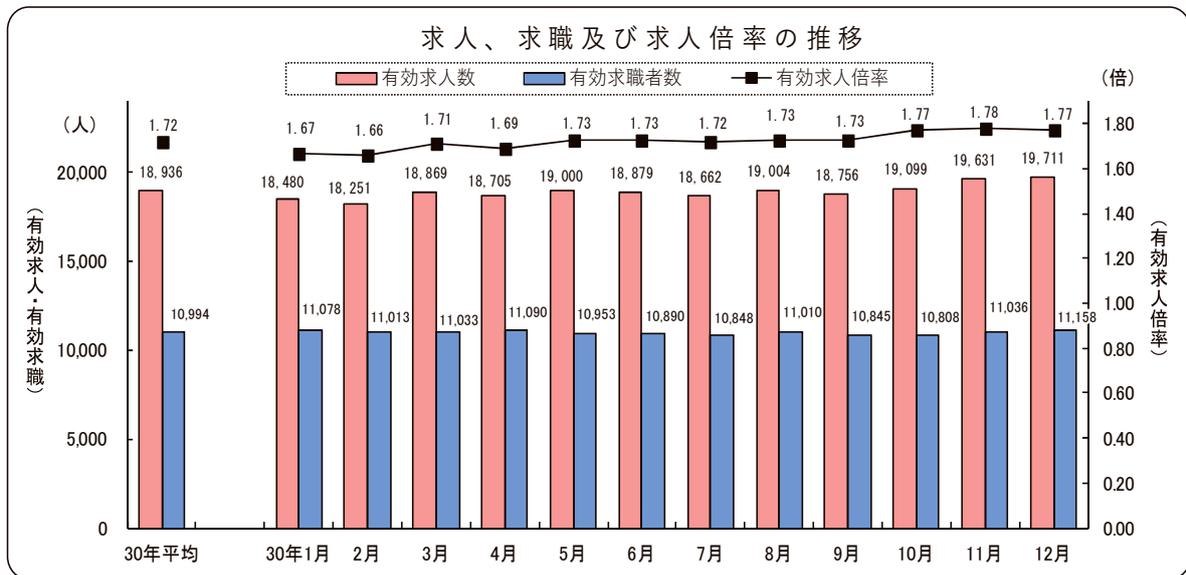
1 転職・再就職者の採用機会の拡大・受入れ企業の拡大及びハローワークにおけるマッチング機能の充実

(1) ハローワークのマッチング機能の強化

ハローワークの支援が必要な求職者に対して、求職者担当制の活用などきめ細かな就職支援を行うほか、正社員就職の促進や雇用保険受給者の早期再就職に向けた取組の充実・強化を図ります。

また、求人者の人材ニーズに適合する求職者をサーチするとともに、正社員求人への転換を働きかけるなど、応募しやすく充足しやすい求人票の作成を提案します。

あわせて、ミニ面接会の開催や事業所訪問による企業ニーズの詳細把握に努めるなど、充足支援を一層強化します。



(2) 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進

島根県雇用対策協定に基づく事業運営計画の取組を着実に実施し、島根県と協同して雇用創出、人材確保及び人材育成対策に取り組みます。また、島根県、松江市及び江津市との間で行っている一体的実施事業を、円滑かつ効果的に運営します。

さらに、地方自治体との間で定期的な情報交換の場を設け、労働局から雇用関連統計や国が行う雇用対策の情報を提供するとともに、地方自治体が行う雇用関係施策の内容を確認し、国の雇用対策との連携・協力に関する要望を把握することにより、一体となって雇用対策を推進します。

2 女性の活躍推進等

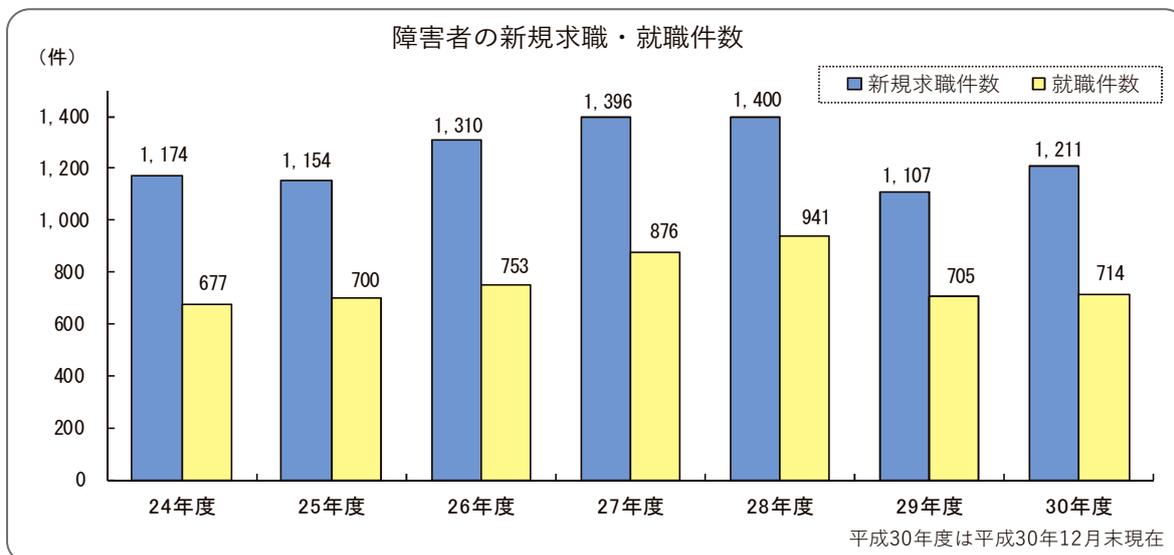
女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けられている301人以上の企業について、策定された行動計画の取組が実施されるよう、必要な助言を行います。

また、企業に対し「女性の活躍推進企業データベース」での情報公表を促すとともに、学生・求職者の利用促進を図ります。

一般事業主行動計画の策定・届出が努力義務とされている300人以下の中小企業について、人手不足などの課題への対策が理解されるよう周知・啓発を行い、「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」及び「中小企業のための女性活躍推進事業」等の活用を促すとともに、地方公共団体が実施する施策との連携を図り、女性活躍推進の取組支援を図ります。

3 障害者の活躍促進

(1) ハローワークと障害者就業・生活支援センター等地域の関係機関が緊密に連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を一層推進するとともに、障害者の雇用促進及び職場定着を図るため、障害特性に応じた支援を総合的かつ効果的に実施します。



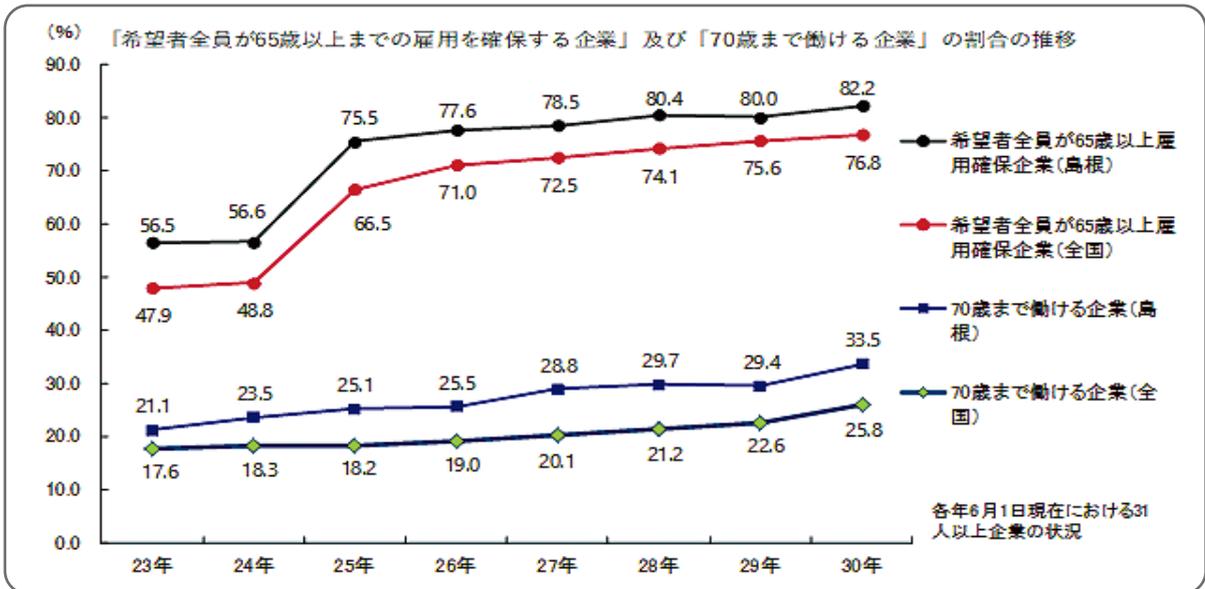
(2) 障害者雇用率未達成企業のうち、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している企業等に対し、当該企業のニーズに合わせた提案型支援を提供するなど、雇用率達成指導を計画的かつ効果的に実施します。



4 高齢者の就労支援・環境整備

(1) 高齢者雇用安定法に基づく高齢者雇用確保措置の適正な実施及び生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けて、企業における65歳以上の定年引き上げや66歳以上の継続雇用延長の普及・促進に努めます。

また、高齢者の再就職を図るため、就労経験やニーズを踏まえた職業相談、「生涯現役支援窓口（松江所・浜田所・出雲所に設置）」による支援、身近な地域において開催する職場見学等、技能講習「高齢者スキルアップ・就職促進事業」を実施します。



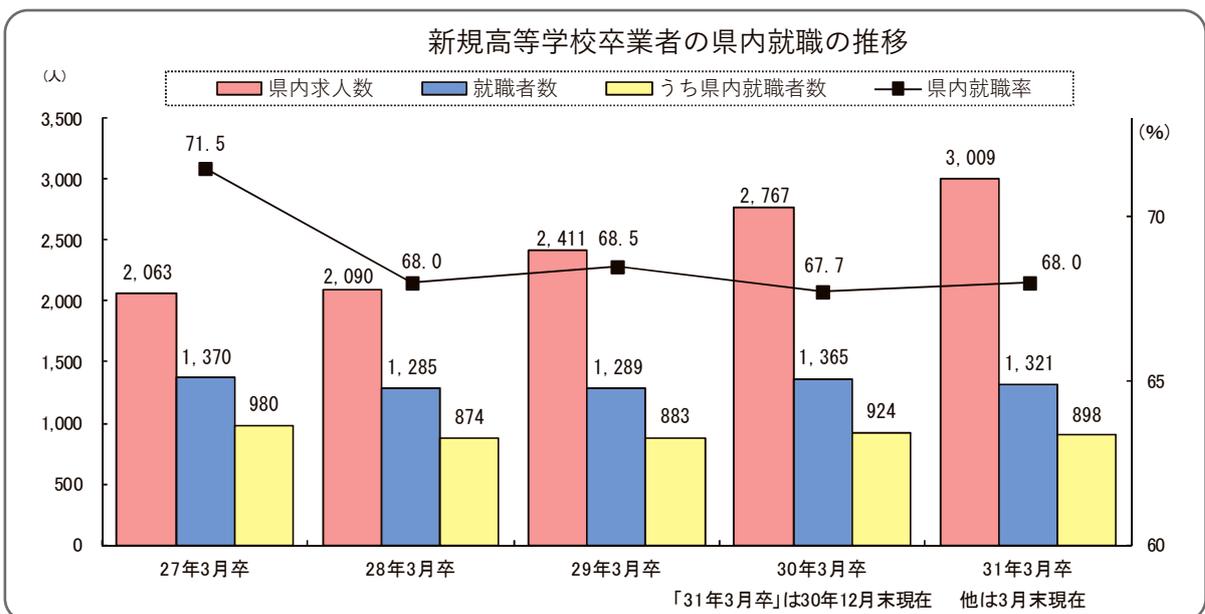
(2) 高年齢者の就業機会を確保するため地方公共団体や高年齢者の就業対策に関する関係機関等を構成員とした協議会が実施する「生涯現役促進地域連携事業」について、多様な雇用・就業機会の創出に向けた連携を図ります。

また、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者の受け皿としてのシルバー人材センターが十分に機能するよう、就業機会拡大・会員拡大などの取組を支援し、高年齢者のニーズに対応した就業機会の安定的な確保・提供を図ることで、シルバー人材センターの活性化を図ります。

5 新卒者等への正社員就職の支援

若者雇用促進法に基づき、新卒者の募集を行う企業による職場情報の提供及びユースエール認定制度等の取組を引き続き促進します。

また、新卒者等については、学校等との連携を強化し、早期から職業意識の形成と労働法関係知識の習得支援に努めるとともに、ハローワークの学卒ジョブサポーターを中心に、学生・生徒の多様なニーズに応じた個別支援により正社員就職の実現に取り組みます。



6 人材開発施策の活用等

(1) ハロートレーニングをはじめとした人材開発施策全体の認知度及び関心度向上のための広報活動に協力する「ハロートレーニングアンバサダー」を公的職業訓練パンフレットへの掲載等広報に活用し、人材開発施策全体のさらなるPRを図ります。

また、地域における求職者の動向や訓練ニーズを的確に把握し、公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る総合的な計画を島根県と連携して策定します。特に働き方改革の一環として実施する、非正規雇用労働者等を対象とした長期の訓練コースの設定に努めます。

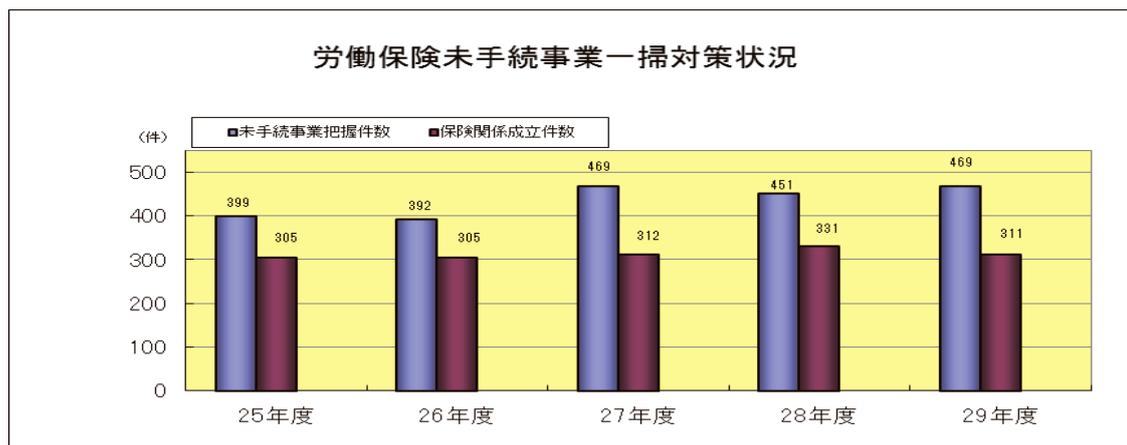
(2) 企業の人材育成と労働者のキャリア形成の促進を図るため、「働き方改革に係る包括連携協定」を締結した県内金融機関等と連携するとともに、事業の生産性を高めるためのツールとして「人材開発支援助成金」の活用促進を図ります。

また、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援する「生産性向上人材育成支援センター」の活用促進について周知に努めます。

第3 労働保険適用徴収業務の適正な運営

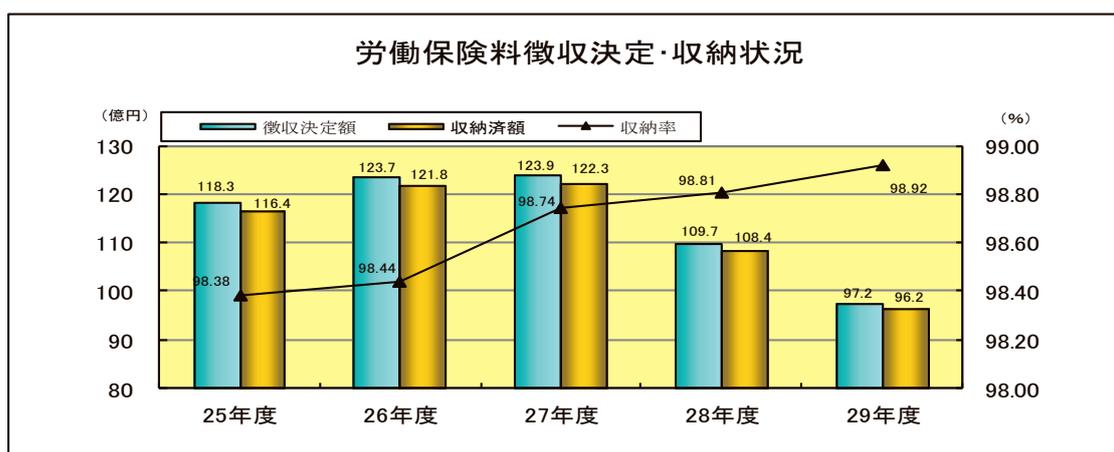
1 未手続事業一掃対策

労働保険加入促進業務の受託者と連携し、未手続事業の積極的かつ的確な把握と手続指導を実施します。



2 収納未済歳入額の縮減

収納未済歳入額縮減のため、徴収業務に積極的に取り組み、労働保険料の収納率の向上を図ります。



島根労働局

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

総務部	総務課	☎ 0852(20)7001	FAX 0852(20)7023
	労働保険徴収室	☎ 0852(20)7010	FAX 0852(20)7024
雇用環境・均等室	企画担当	☎ 0852(20)7007	FAX 0852(31)1505
	指導担当	☎ 0852(31)1161	
労働基準部	監督課	☎ 0852(31)1156	FAX 0852(31)1163
	健康安全課	☎ 0852(31)1157	
	賃金室	☎ 0852(31)1158	
	労災補償課	☎ 0852(31)1159	
	分室(合同庁舎4階)	☎ 0852(60)0855	
職業安定部	職業安定課	☎ 0852(20)7016	FAX 0852(20)7025
	職業対策課	☎ 0852(20)7020	
	訓練室	☎ 0852(20)7028	

労働基準監督署

松江労働基準監督署

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
☎0852(31)1166 FAX0852(31)1164

隠岐の島駐在事務所

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階
☎08512(2)0195 FAX08512(2)0211

出雲労働基準監督署

〒693-0028 出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎4階
☎0853(21)1240 FAX0853(21)1226

浜田労働基準監督署

〒697-0026 浜田市田町116-9
☎0855(22)1840 FAX0855(22)1819

益田労働基準監督署

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎3階
☎0856(22)2351 FAX0856(22)8035

総合労働相談コーナー

島根労働局総合労働相談コーナー

☎0852(20)7009

松江総合労働相談コーナー

☎0852(31)1166(松江労働基準監督署内)

出雲総合労働相談コーナー

☎0853(21)1240(出雲労働基準監督署内)

浜田総合労働相談コーナー

☎0855(22)1840(浜田労働基準監督署内)

益田総合労働相談コーナー

☎0856(22)2351(益田労働基準監督署内)

公共職業安定所(ハローワーク)

松江公共職業安定所

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
☎0852(22)8609 FAX0852(27)8524

隠岐の島出張所

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階
☎08512(2)0161 FAX08512(2)8609

安来出張所

〒692-0011 安来市安来町903-1
☎0854(22)2545 FAX0854(22)4123

浜田公共職業安定所

〒697-0027 浜田市殿町21-6
☎0855(22)8609 FAX0855(22)2932

川本出張所

〒696-0001 邑智郡川本町川本301-2 川本地方合同庁舎1階
☎0855(72)0385 FAX0855(72)0386

出雲公共職業安定所

〒693-0023 出雲市塩冶有原町1-59
☎0853(21)8609 FAX0853(21)0351

益田公共職業安定所

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎1階
☎0856(22)8609 FAX0856(23)2622

雲南公共職業安定所

〒699-1311 雲南市木次町里方514-2
☎0854(42)0751 FAX0854(42)0752

石見大田公共職業安定

〒694-0064 大田市大田町大田口1182-1
☎0854(82)8609 FAX0854(82)1059

公共職業安定所付属施設

駅前しごとプラザ松江

〒690-0003 松江市朝日町478-18松江テルサ3階
☎0852(28)8700 FAX0852(28)8705

松江新卒応援ハローワーク

☎0852(28)8609 FAX0852(28)8705

マザーズコーナー

☎0852(20)2949 FAX0852(28)8705

松江市福祉就労支援コーナー ハローワークプラス

〒690-8540 松江市末次町86番地 松江市役所 1階
☎0852(20)7557 FAX0852(20)7588

ワークステーション江津

〒690-0011 江津市江津町1518-1
江津ひと・まちプラザ(パレットごうつ)2階

☎0855(54)0952 FAX0855(54)0954

マザーズコーナー

〒693-0001 出雲市今市町2065 パルメイト出雲2階
☎0853(24)8044 FAX0853(24)8045

島根労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/>